

平成26年9月22日

栃木県知事 福田 富一様

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」の基本方針の見直しに関する  
要望書

要望者氏名 塩谷町民指定廃棄物処分場反対同盟会

会長 和 氣 進

住所 329-2223

栃木県塩谷郡塩谷町大字原荻野目 148

電話 0287-48-6230

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」の基本方針の見直しに関する要望書

## 一 要望趣旨

標記の特措法は、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の拡散防止をするために必要な法律であることは認識しております。

3年前の特措法基本方針の制定時には、国内に混乱が生じており、緊急避難的な対応により8,000ベクレルを超える放射性物質を含む指定廃棄物の処理については、当該指定廃棄物が排出された都道府県内において行なうものとされ、各都道府県もその指針に沿って一時的な保管を行ってきた状況であると認識しております。

基本方針では指定廃棄物の処理については、当該指定廃棄物が排出された都道府県内において行うとされていますが、その処理とは一時的なのか恒久的なものなのかさえも明確にされておらず、最終処分場の建設についても明記されておられません。

栃木県においてはこの基本方針を受入れ、放射性指定廃棄物処分場の建設の詳細調査候補地の選定を行ってきましたが、事ある毎にその選定手法については、市町村長会議で議論を重ねてきたと説明があります。

しかしその内容は県民に公開されているのでしょうか。

確かに市町長は選挙で選ばれた市町を代表する方々です。だからといってその方々が議論した内容も県民に正式に公表しないままに事を進めていった今回の行為はまさに県民不在の中の論議と理解せざるをえません。

市町村長会議の進め方についても、議題についての賛否をとることもなく、「特に問題がなければ賛成」と理解されてしまう環境省の考え方も甚だしく疑問を抱かざるをえません。

また、地域格差があったことも事実だと思います。前回、矢板市が候補地とされた時にも、それに続く候補地は本町を含め県北地区に限定されており

ました。そのような状況の中で行われた議論の中で、県北地区と県南地区の市町長の間には危機的意識の温度差が生じていたと思われます。

どの市町村にも可能性があるという緊張感がある中でのものでなければ本来の議論ではないと思います。

もし、そのような議論の場であれば、群馬県のように県として受入れをしないという一枚岩の結論も導けたかもしれません。

一時保管場所の問題についても、保存状況の悪化による県民からの苦情が知事に寄せられているとの事ではありますが、それは現在、直面している早々に解決すべき課題であり、それを最終処分場の問題に便乗させてしまうことについて疑問を抱かざるをえません。

基本方針での最終処分場建設の理解が得られないのであれば、国の責任により、現状の仮置場を安全な状態に更新すれば良いのではないのでしょうか。

県民に焼却炉併設の放射性指定廃棄物最終処分場を栃木県内に作ることをどう思うかと尋ねれば、多くの県民は反対と答えると思います。

私たち塩谷町民も栃木県民の1人です。今回の件について塩谷町民は栃木県からの『いじめ』『いやがらせ』と捉えている方が多くいます。栃木県200万人の人口からすれば1万2千人の事などどうでも良いと考えているのだろうという県政に対する失望の意見も多く聞こえてきます。

放射性廃棄物は目に見えない影響を及ぼすことが十分考えられます。まして環境省の説明の中では焼却炉から排出されるガスから99%の放射性廃棄物を除去できるとされていますが、裏を返せば1%もの放射性廃棄物を大気中に放出させると解すことができます。

それらの事を考慮すると、世界から集客している世界遺産の栃木県の日光の寺社、群馬県の富岡製糸場と絹産業遺産群、千葉県の東京ディズニーリゾート、そして2020年に世界各国から多くの方々が訪れる東京オリンピックの会場に近接する栃木県に、焼却炉併設の放射性指定廃棄物最終処分場を建設することは、日本が世界から信用を得ることからしても、これからの日本の対外的な国際関係においても決してプラスになるものではありません。

さらに、地方の深刻な人口減少が懸念される中、第2次安倍改造内閣の政

権運営において国が地方創生に力を注ぐ上で、各都道府県が処理を行うことを推進することは、人口減に拍車をかけ栃木県内に消滅自治体を作り出す行為としか理解できません。

先の原子力発電所の事故で放出された放射性物質による農林水産・畜産業者、観光業者、地方企業への風評被害に対する国の対策は、その認識の低さから対応が不十分であり、そのことにより対象地域が疲弊する中での今回のこの行為は、まさに傷に塩を塗る非人道的な行為とも言えます。

これらの事を踏まえて、特措法の附則第5条に照らし合わせ、特措法の基本方針により示されている県内で処分場の候補地を選定するという栃木県の方針を白紙に戻す事を要望いたします。

それとともに、特措法の基本方針を根本的に見直し、各県処理を迫られている5県（栃木県・宮城県・茨城県・千葉県・群馬県）だけではなく、今後、処分場の選定を迫られる都道府県（岩手県・山形県・東京都・神奈川県・新潟県・静岡県）が所有している指定廃棄物も含めて、その処分を都道府県に任せるのではなく、国が責任をもって行うことに方針を転換することを、栃木県としても働きかけをしていただけますよう切に要望いたします。

## 二 要望事項

- 1 市町村長会議が県民に開かれた形で開催され、栃木県の方針として栃木県内に処分場を建設するとして進めてきたこれまでの方針を見直していただきたい。
- 2 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」の基本方針について、指定廃棄物が発生した都道府県に帰属し処理するという考え方を見直し、地方を疲弊させるこのような重大な指定廃棄物の処理の問題については、国の責任のもとにおいて処理することに方針転換することを、栃木県として国に働きかけていただきたい。